

鳥取中部ふるさと広域連合事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取中部ふるさと広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量等業務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務のことをいう。）、物品等の売買、修理及び役務の提供等（以下「建設工事等」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定に基づく条件を定めて行う一般競争入札で、入札後に入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を行い、落札者を決定する事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後審査型入札は次のいずれかを満たす建設工事等を対象に実施するものとする。

- (1) 予定価格が2,000万円以上である建設工事等のうち適当と認められるもの。
- (2) その他、事後審査型入札に付すことが適当と認められるもの。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格は、広域連合財務規則に定めるもののほか、次の各号に掲げるものを全て満たすこととする。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 広域連合の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 広域連合長から資格停止措置を受けた期間が、当該入札の公告日から開札日までの期間に含まれていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) その他、必要な入札参加資格、及び入札参加条件を満たしていること。

(入札参加条件)

第4条 事後審査型入札を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認められるときは、第3条の資格を有する者につき、次の入札参加条件を定めることができるものとする。

- (1) 事後審査型入札に参加する者の事業所の所在地に関する条件
- (2) 事後審査型入札の対象となる契約についての経験に関する条件
- (3) 技術的適性の有無等に関する必要な資格に関する条件
- (4) その他必要な条件

(入札参加資格確認申請書等)

第5条 第3条及び第4条の条件を満たす者で、事後審査型入札に参加しようとする者は、次の書類を公告に記載された提出期限までに提出しなければならない。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) その他、公告等で提出を求める書類

(落札候補者)

第6条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）があるときは、当該落札候補者の入札資格を審査するために、落札の

決定を保留する。

- 2 最低制限価格を設けた場合における前項の落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者をいう。
- 3 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 前条の落札候補者を対象として、入札価格の低い順に、入札参加資格があると認められる者が1者確認できるまで、当該落札候補者が提出した入札参加資格確認申請書等の審査を行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の審査で落札候補者に入札参加資格があると認めた場合、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。
- 3 広域連合長は、第1項の審査で落札候補者に入札参加資格がないと認め、当該落札候補者のした入札を無効とした場合、入札を無効とした理由を当該落札候補者に通知するものとする。
- 4 広域連合長は、落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に結果を通知するとともに、その他の入札者に対して適宜の方法により落札の決定があった旨を知らせるものとする。
- 5 落札者の決定は、入札日の翌日から起算して2日（広域連合の休日を定める条例（平成10年連合条例第3号）に規定する広域連合の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に行うものとする。
- 6 低入札価格調査制度を適用する事後審査型入札において、第2項の落札候補者が低入札価格調査基準価格未満の価格で申込みをした者である場合、当該落札候補者に入札参加資格があると認めた場合であっても、落札者とせず、広域連合工事等低入札価格調査制度実施要領の定めるところにより、落札者を決定するものとする。
- 7 入札参加資格審査において、落札候補者の行為が悪質であると認められた場合には、広域連合入札参加資格者資格停止措置要綱に基づき、資格停止審査委員会へ報告するものとする。

(審査委員会)

第8条 前条の審査は、広域連合契約事務に係る審査委員会設置要綱に定める委員会において行うものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第9条 第7条第3項の通知を受けた者は、通知日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答を行うものとする。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

(様式第1号)

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

提出日 平成 年 月 日

鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 様

以下の事後審査型条件付一般競争入札の参加資格審査について、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事（業務、物品）名：

住 所
商号又は名称
代 表 者
担当者
連絡先（電話番号） — — 印

基本事項の確認	回答欄
地方自治法施行令第167条の4の規定	該当する ・ 該当しない
鳥取中部ふるさと広域連合入札参加資格決定通知書	有（登録番号：鳥取県（内・外）） ・ 無
資格停止措置	該当あり（平成 年 月 日まで） ・ 該当なし
会社更生法、民事再生法、商法の会社整理若しくは特別清算又は破産法による破産手続開始の申立てがなされている者	該当する ・ 該当しない

添付書類

※公告等で提出を求める書類